

## 1 気象警報に対する判断基準

### (1) 「特別警報」が発表されている場合

- ① 午前6時の気象情報で、広島市に「特別警報」が発表されている場合、臨時休業（休校）とします。
- ② 「登校中に特別警報が発表され、学校に登校した場合」、「在校中に特別警報が発表された場合」、「下校中に特別警報が発表され、学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のような対応とします。
  - A 保護者と連絡が取れるまでは、生徒を学校に待機させます。
  - B 保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。

### (2) 「台風接近による大雨、洪水、暴風警報」が1つでも発表されている場合

- ① 午前6時の気象情報で、広島市に台風接近に伴う「大雨、洪水、暴風警報」が1つでも発表されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前10時まで以上記の警報が全て解除された場合は、解除された時点で、生徒は速やかに登校してください。
- ③ 午前10時の時点で上記の警報が1つでも継続していれば、臨時休業（休校）とします。

### (3) 「台風接近以外で、大雨、洪水、暴風警報」のうち、2つ以上発表されている場合

- ① 午前6時の気象情報で、広島市に上記の警報が2つ以上発表されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前10時まで以上記の警報が1つに、またはすべて解除された場合は、解除された時点で、生徒は速やかに登校してください。
- ③ 午前10時の時点で上記の警報が2つ以上継続していれば、臨時休業（休校）とします。

### (4) その他

- ① 広島市に「警報」が発表されていない場合でも、地域によっては「警報」が発表されていることがありますので、各ご家庭で気象情報を確認のうえ登校の可否を判断してください。
- ② 学校への問い合わせは、特に必要のない限りご遠慮ください。

## 2 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

### (1) 広島市において、「震度5弱」以上の地震が下記の時間帯に発生した場合

- ① 17時から24時まで発生した場合には、翌日を臨時休校とします。
- ② 0時から8時30分まで発生した場合は、当日を臨時休校とします。

### (2) 広島市において、「震度5弱」以上の地震が「登校中に発生し学校に登校した場合」、「在校中に発生した場合」、「下校中に発生し学校に戻ってきた場合」

- ① 保護者と連絡が取れるまでは、生徒を学校に待機させます。
- ② 保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。
- ③ 地震に伴い「津波警報、大津波警報」が発表された場合は、警報が解除されるまで生徒を学校に待機させます。

※ 臨時休業（休校）とした日は、原則として休業日等を利用し授業を振り替えます。